

新型コロナウイルス感染症関連

新型コロナウイルス感染症に関する執行体制の強化について

令和2年（2020年）8月以降の本市の執行体制について、下記のとおり変更します。

記

1 新型コロナウイルス感染症対策担当課長の配置

（1）内 容

新型コロナウイルス感染症対策に関する取り組みの総合調整に関する業務を所掌するため、総合経営部に「新型コロナウイルス感染症対策担当課長」を配置する。

なお、執行体制の見直しにより新型コロナウイルス感染症対策本部支援チーム（プロジェクトチーム）を令和2年（2020年）8月21日付で廃止し、所掌していた事務を引き継ぐものとする。

（2）体 制 課長職（担当課長）：1名、一般職員：2名

（3）施行期日 8月21日（金）

2 保健所の業務体制の強化

（1）内 容

市内の新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者の増加に伴い、保健所の体制強化を図る。

（2）人 員 一般職員：1名、看護師（非常勤）：2名

（3）施行期日 8月21日（金）

※看護師（非常勤）については、準備が整い次第配置

<問い合わせ>

（1に関すること）

総合経営部 経営計画第一課長 佐藤 電話042-620-7200

総合経営部 新型コロナウイルス感染症対策担当課長 坂口

電話042-620-7491

（2に関すること）

健康部 健康政策課（八王子市保健所）武井、松野

電話042-645-5111